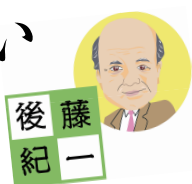




菊池
捷男

が問い



後藤
紀一

が答える

法律実務レポート

企業編

新型コロナウイルス対策と会社法上の問題

01 取締役会について

菊池：今日は、新型コロナウイルス問題に対する会社経営上の法的対策を質問したい。まず、取締役会の運営について訊きたい。

- ①取締役会は、必ず開く必要があるか？
- ②ネット会議による場合の議事録の書き方は？
- ③ネット会議もしないですませる方法
- ④取締役会に代理人を立てることの可否

後藤：①の答はイエスだ。しかし、会社法 369 条 1 項は、取締役が自由かつ適時的に意見を交換できる方法であれば、その会議の方法について制限をしていない。だから、テレビ会議、ネット会議、電話会議などの方法を利用しても問題はない。法務省もこれを認める回答をしている。だから、コロナ禍対策として、取締役会をネット会議であることを考慮すべきだろう。

②のネット会議の方法でした取締役会の議事録は、a 取締役が適時的な意見表明が互いにできる状態であったこと、bそれが審議過程の終了まで間維持されていたことを確認した内容が書かれていればよいとされている。

③のネット会議もしないで、取締役会決議をする方法としては、「書面決議」がある。会社法 370 条は、取締役会の議案について、あらかじめ取締役全員が書面（電磁記録を含む）で同意の意思表示をしたときには、当該議案が可決されたものと「みなす」旨を定款で定めているのだ。この規定は、取締役間で意見の相違がないような議題では、十分に使える。むしろ、コロナウイルス禍を避けるために利用することもできる。

④の取締役会に、代理人を送るということはできない。この点は株主総会とは違うところだ。理由は、取締役はその知識・経験・能力に期待されて選任されるものだからだ。

02 監査役会

菊池：ところで、監査役会はどうなるのだい？

監査役会を開かず、監査役全員の同意書面でできるか？

後藤：それはできない。監査役は、取締役に比べて人数も少なく、その業務の内容も取締役とは全く異なるからだ。会社法が監査役会の決議の省略に関する規定を置いていないのはそのためだ。

03 株主総会

菊池：次に、株主総会におけるコロナ対策問題について訊きたい。

- ①株主総会は、延期できるか？
- ②株主総会を開かず株主総会決議をする方法
- ③出席する人数を会社の側から制限する方法
- ④株主の都合で、株主総会に出席せず株主総会決議に加わる方法
- ⑤ネット会議による株主総会はできるか？

後藤：結論を先に言うと、上記の方法はいずれも可能だ。

(1) 株主総会を延期することはできる

まず、①の株主総会の開催の延期の問題からいうと、上場会社のように株主数が多く、株主の流動性がある会社の場合は、株主総会で権利行使できる株主を特定するため、基準日を定める。基準日が定められると、そこから 3 か月以内に株主総会を開催しなければならない（会社法 124 条第 2 項）。多くの上場会社は、3 月決算、3 月末日基準日の設定になっているので、6 月に株主総会が集中することが多い。しかし、コロナ問題の状況いかんでは、開催できない可能性もある。そのような場合に備えて、法務省は、今般のコロナウイルス感染症に関連し、決算や監査業務が滞るなど株主総会を延期せざるを得ない状況が生じた場合には、定時総会を延期できる旨の通知を出した（法務省「定時株主総会の開催について」2020 年 4 月 2 日）。なお、我が国の会社法では、基準日を定めると、上記のような縛りがあるので運用は窮屈になるが、ドイツでは決算期から 8 か月以内に株主総会を開催すればよく、また英仏米では議決権と配当の基準日は切り離されており、また、アメリカでは配当は取締役会で決定されるので、株主総会の開催日も集中ない（日経 2020 年 5 月 2 日「株主総会延期 1 割一横並びの基準日足かせー」）など、運営が窮屈ではない。我が国も、コロナ問題を機に、欧米のような余裕のある株主総会が開けるように、会社法改正が検討されるだろう。

(2) 株主総会を開かず、株主総会決議をする方法

次に、株主総会を開かないで、株主総会決議をする方法だが、これには書面決議の方法がある。会社法は、「・・・株主総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき株主の全員が書面または電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす」という規定（会社法 319 条 1 項「株主総会決議の省略」）を置いているからだ。この制度を利用すると、書面かメールで全株主から同意が集まった段階で、株主総会決議があったとみなされるのだ。もっとも、株主全員の同意が要件であるから、株主が流動的で多数いる上場会社等ではムリだが、非公開会社のように、株主数がそんなに多くない会社の場合は、可能だ。コロナ問題対策としては、活用すべきだろう。

(3) 出席人数を、会社の側から制限する方法

株主総会に出席する人数を、会社の側から制限する方法については、会社法には定めはないが、最近、株主総会に出席を希望する株主に対して、事前登録を要請し、事前登録をした株主を優先的に入場させる等の措置をとることも可能という見解が政府から出された（経産省「株主総会運営に係る Q&A」）。その条件として、事前登録を要請するに当たり、全ての株主に平等に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会を株主から不公正に奪うものとならないよう配慮することを要求している。この方法は、出席できなかった株主の株主総会での発言権を奪うという問題はあるが、コロナ問題のような有事のケースでは認められてもよい。この方法の採用を検討したい企業は、経産省の担当者に相談するとよい。

(4) 株主の都合で、株主総会に出席しなくても

株主総会決議に加わることができる方法

株主の都合で、株主総会に出席しなくても株主総会決議に加わることができる方法には、会社法 298 条 1 項 3 号、311 条に定める「書面による議

決権の行使」の方法がある。書面による議決権の行使の制度趣旨は、株主総会に出席しなくても、会社から提供された議決権行使書面に賛否の記載をするだけで、議決権を行使できるというものだ。株主数が 1000 名を超える会社は、この制度を採用しなければならない。この制度は、結果的に株主総会の出席株主が減少することになり、コロナ禍対策になるだろう。会社としては、株主総会の議題・議案の提案趣旨をより詳しく書き、コロナ対策である趣旨であることを説明した上で書面による議決権行使につき協力を要請すればよいだろう。

(5) ネットによる株主総会

ネット等を利用したいいわゆるバーチャル株主総会は可能とされている。バーチャル株主総会といっても、株主全員が出席しないバーチャルオンリー型（完全バーチャル型）の株主総会は、許されない。というのは、この方法は、現行会社法が株主総会の招集にあたり、株主総会の「場所」を定めなければならないことから、認められないというのが法務省の見解だ。ドイツでは、コロナ対策として急遽、会社法を改正してバーチャルオンリー型の株主総会を開けるようにしたという（石川智也「ドイツでの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うバーチャルオンリー型（完全バーチャル型）株主総会の利用解禁」Website・法と経済のジャーナル Asahi Judiciary）。

これに対して、我が国でも、取締役と一部の株主が総会に出席し、その他の株主はネット等によって、株主総会の議案につて賛否の意見を表示するシステムができておれば、我が国でも許されると解されることになった。これを「ハイブリッド型株主総会」という。これについては、経産省から 2020 年 2 月 26 日「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」が公表され、すでにこの方式で株主総会を開いた上場会社もある。このバーチャル株主総会は、結構評判がよいようだ（日経 2020 年 5 月 9 日「バーチャル総会のススメ」）。